

## I 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 43（注解 39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第 81（注解 60、注解 61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第 81（注解 60）を適用しております。

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### （1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	2 年～50 年
構築物	2 年～60 年
機械装置	2 年～17 年
医療用器械備品	2 年～ 8 年
車両運搬具	2 年～ 6 年
工具器具備品	2 年～15 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第 91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### （2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

### 3. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第 88 に基づき計算された賞与に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

### 4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第

38に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による低価法
未成受託研究支出金	個別法による低価法

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、無償使用承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年4月1日付事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)」(総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室)に基づき、0%で計算しています。

9. 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

## II 注記事項

[貸借対照表関係]

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	1,905,037,831 円
2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	240,173,098 円

[損益計算書関係]

1. ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、207,814 円であります。当該取引を控除した経常損失は 37,368,619 円、当期純利益は 149,063,420 円、当期総利益は 200,876,460 円であります。

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

医療用器械備品	2,034,434 円
車両運搬具	55,000 円
工具器具備品	23,578,915 円
計	25,668,349 円

3. 固定資産撤去損の内容は、次のとおりであります。

重粒子線がん治療の安定的運用に必要な老朽化施設・設備等に関する施設 改修工事に伴うもの	92,534,400 円
大型サイクロトロン装置の安定化に関する設備改修に伴うもの	550,800 円
特高変電所の更新工事に伴うもの	170,680,202 円
計	263,765,402 円

4. その他臨時損失の内容は、次のとおりであります。

落雷による電話交換機内基板故障の修繕によるもの	1,807,920 円
大型サイクロトロン装置の安定化のための資機材に伴うもの	4,890,709 円
特高変電所の更新工事に伴う設備備品等によるもの	774,153 円
計	7,472,782 円

5. その他臨時利益は、落雷による電話交換機内基板故障の修繕に対する損害保険金等の収益計上によるものであります。

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	3,265,404,978 円
定期預金	0 円
資金残高	3,265,404,978 円

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	146,538,720 円
計	146,538,720 円

現物寄附の受入による資産の取得

建物	1,598,400 円
工具器具備品	42,929,940 円
計	44,528,340 円

[金融商品関係]

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については1年未満で決済される短期的な預金及び1年以上で決済さ

れる長期性預金に限定しております。未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、借入金はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	3,265,404,978	3,265,404,978	—
(2)売掛金	275,765,137	275,765,137	—
(3)買掛金	( 1,176,712,564)	( 1,176,712,564)	( —)
(4)未払金	( 1,877,781,806)	( 1,877,781,806)	( —)

(注1) 負債に計上されているものは、( )で示しております。

(注2) 売掛金は貸倒引当金を控除している金額を記載しております。

(注3) なお、貸借対照表に計上されているリース債務は、企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針(平成20年3月10日 改正平成23年3月25日 企業会計基準委員会)第24項ただし書きにより、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、時価の注記を省略しております。

(注4) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## [資産除去債務関係]

当事業年度末(平成28年3月31日)

### 1. 当該資産除去債務の概要

当法人は、法人所有の建物等の解体時における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を2年~44年と見積り、割引率は0.167%~2.303%を使用しております。

### 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位:円)

期首残高	3,015,609,552
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
有形固定資産の除却に伴う減少額	0
時の経過による調整額	11,249,156
期末残高	3,026,858,708

### III 重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は、以下のとおりであります。  
(単位：円)

件名	契約金額	28年度以降 支払予定額
二次側高圧変電設備改修工事	1,320,840,000	802,008,000
医療情報システムの賃貸借	712,530,000	130,630,500
新特高変電所新営その他電気設備工事	332,100,000	231,876,000
磁気共鳴診断装置の賃貸借	287,431,200	99,802,500
環境整備（共同溝）工事	260,496,000	80,568,000
重粒子医科学センター病院 ESCO 事業	127,234,800	62,370,000
動物用 PET 装置の賃貸借	116,865,000	55,650,000
被ばく医療共同研究施設廃棄物処理設備（排水処理・焼却炉等） 改修工事	108,000,000	108,000,000

### IV 重要な後発事象

当研究所は、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 51 号）」（以下、「法律」という。）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、法律の施行の時（平成 28 年 4 月 1 日）に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の一部を承継し、名称を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」（以下、「当機構」という。）に改めました。

なお、法律附則第 2 条第 3 項の規定により、当機構が承継する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から当機構に出資されたものとしますが、承継する資産の価額が今後開催される資産評価委員会で決定されるため、出資額は未定です。

### V その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。